|  |
| --- |
| **「府民の健康づくり機運醸成事業」****公募実施要領** |

大阪府では、若い世代から働く世代、高齢期を通した自主的な健康づくりに取り組むことができるよう、府民一人ひとりが健康への関心を高め、機運醸成へつなげていくため、下記に記載の事業を実施します。

この事業については、民間事業者の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

**１　事業名（又は業務名）**

**「府民の健康づくり機運醸成事業」**

(1) 事業の趣旨・目的

　　　本事業は、府民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小に向けて、府民の自主的な健康行動の実践へつなげるため、府民の健康への関心を高める取組みを通じて、機運醸成を図ることを目的としています。

　　　府民の健康寿命をはじめとする健康指標の現状や、「第3次大阪府健康増進計画」など健康づくり関連４計画（※１）、「第２期健康寿命延伸プロジェクト（※２）」など、本府の健康医療行政の方向性や取組みを踏まえつつ、若い世代から働く世代、高齢期に至るすべての府民が健康づくりに取り組みたくなる、意欲を喚起するＰＲ手法の展開等により、生涯を通じて、誰もが心身ともに健康に生きる“健康・長寿”の社会づくりをめざします。

(2) 事業概要

　　本事業は、健康づくり事業のキャッチコピー・ロゴと「第３次大阪府健康増進計画」に掲げる10の取組み（※３）を広く府民に周知し、府民一人ひとりの主体的な取組みを促すためのPR・情報発信を行うものあり、次の４点の業務について、具体的内容・実施手法・事業効果等について提案を求めます。なお、詳細については、「仕様書」を参照してください。

１．ＰＲ動画の制作業務

２．ＰＲ動画の活用方策の企画・実施業務

３．情報発信ホームページの制作・運用業務

４．「健活１０」を周知・ＰＲするプロモーションの企画・実施

　　　※１　「健康づくり関連４計画」とは、府民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小の実現に向けた、４つの健康

づくり関連計画をいう。第３次大阪府健康増進計画をはじめ、第３次大阪府食育推進計画、第２次大阪府

歯科口腔保健計画、第３期大阪府がん対策推進計画のことをさす。計画期間は平成30（2018）年度から

平成35（2023）年度。［<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/4keikaku/index.html>］

　 ※２　「第２期健康寿命延伸プロジェクト」とは、府民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小を図るため、第３

次大阪府健康増進計画に基づき、若い世代・働く世代・高齢者に至るライフステージに応じた、総合的・

効果的な健康づくり施策の総称。多様な主体（市町村、医療保険者、民間企業等）が連携・協働すること

で施策を推進。［<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/16492/00261001/27_shiryou4_pj.pdf>］

※３ 「第３次大阪府健康増進計画」に掲げる１０の取組みとは、府民の健康寿命の延伸・健康格差の縮小を実現に向けて、府民が主体的に取り組む健康づくり活動をいう。

［<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/dai3ji_kenzokeikaku/index.html>］

なお、１０の取組みは以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| ①　健康に関心を持つ②　朝ごはん＆野菜を食べる③　運動を楽しむ④　ぐっすり眠り疲れを癒す⑤　適量飲酒を心がける | ⑥　たばこから自分と周囲の人を守る⑦　歯と口の健康を大切にする⑧　ストレスとうまく付き合う⑨　けんしん（健診・検診）で健康管理を行う⑩　早期治療と継続受診を行う |

　(3) 委託上限額

 　6,800,000円（税込）

**２　スケジュール**

　平成30年6月12日（火）　公募開始

　平成30年6月20日（水）　説明会開催

　平成30年6月29日（金）　質問受付締切

　平成30年7月12日（木）　提案書類提出締切

　平成30年7月下旬頃　　　 選定委員会

　平成30年7月下旬頃　　　 契約締結・事業開始

　平成31年3月29日（金）　事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、「４(2) 応募書類」に記載のある書類を受付期間内に提出して

ください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　平成30年6月12日（火）から平成30年7月12日（木）まで

　　　　（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで。最終日は午後3時まで）

　　イ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課　企画推進グループ

　　　　住　　所：大阪市中央区大手前2丁目1番22号　府庁本館6階

　　　　電話番号：06-6944-6029

ウ　配布方法

　　　　上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、健康づくり課ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kiunjousei/index.html>）からダウンロードできます。なお、郵送による配布は行いません。

エ　受付期間

　　　　平成30年6月12日（火）から平成30年7月12日（木）まで

　　　　（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで。最終日は午後3時まで）

　　オ　提出方法

　　　　書類は必ず受付場所に持参してください（郵送による提出は不可）。

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア　応募申込書（様式１：10部、うち押印したものは1部）

　 イ 企画提案書（様式２：10部、別添仕様書に基づき作成）

　　　　＊企画提案書を補足する資料については、様式自由

　　ウ　応募金額提案書（様式３：10部）

　　エ　事業実績申告書（様式４：10部）

　　オ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式５：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）
3. 委任状（様式７：１部）
4. 使用印鑑届（様式８：１部）

　　カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

［添付書類］

ア　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

イ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　　③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　　ウ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　　・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

　　　　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　エ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

　　　　②損益計算書

　　　　③株主資本等変動計算書

　　オ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

　　　　・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が50人以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

　　　・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

　　　（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

　 ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします（添付書類を除く）。

　　ウ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「府民の健康づくり機運醸成事業」提案書

　　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　エ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　オ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

　(1) 開催日時

　　　平成30年6月20日（水）　午後1時から午後2時まで

　(2) 開催場所

　　　大阪府庁本館5階　議会特別会議室（大）（住所：大阪市中央区大手前2丁目1番22号）

（府庁への行き方　<http://www.pref.osaka.lg.jp/koho/location/location01.html>）

　(3) 申込方法

　　　電子メールで下記アドレスまでお申し込みください。

　　　件名に「【説明会申込み：府民の健康づくり機運醸成事業＜企業名＞】」と明記してください。

メール本文に参加団体名、参加者職氏名、連絡先、参加人数を記入してください。

　　　　※口頭又は電話による申し込みは受け付けません。

　　　　※会場の都合により、応募者1者につき2名までといたします。

　　　　※説明会では質問を受け付けません。質問がある場合は下記「６　質問の受付」の方法により提出してください。

(4) 説明会の申込期限

　　　平成30年6月19日（火）正午必着

　(5) 電子メールアドレス

　　　kenkodukuri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から平成30年6月29日（金）午後5時まで

(2)　提出方法

　 　上記「５(5) 電子メールアドレス」にて受付を行います。

件名に「【説明会申込み：府民の健康づくり機運醸成事業＜企業名＞】」と明記してください。

　　ア　電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

　　　　（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

イ　質問への回答は健康づくり課ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kiunjousei/index.html>）に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします（※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準８(5)参照のこと）。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時については、事前に通知を行います。

　なお、プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

 　エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 「ＰＲ動画の制作業務」に係る企画提案 | ・ＰＲ動画が府民へ訴求する、わかりやすい提案内容か。・独自性・創意工夫を凝らした、インパクトのある内容が提案されているか。 | 20点 |
| 「ＰＲ動画の活用方策の企画・実施業務」に係る企画提案 | ・ＰＲ動画を多くの府民に効果的に視聴してもらえる、創意工夫を凝らせた活用方策が提案されているか。・ＰＲ動画の活用方策において効果の継続性が期待できる具体的な提案がされているか。 | 15点 |
| 「情報発信ホームページの制作・運用業務」に係る企画提案 | ・府の健康づくりに関するポータルサイトとして、視認性が高く、府民の関心を惹き付ける内容が提案されているか。・府・市町村・民間・医療保険者の健康づくりに係る取組み状況等を、わかりやすく紹介する内容が提案されているか。・ホームページへの再訪を増やす工夫が提案されているか。・ホームページの編集・更新作業がしやすい仕組みの提案がされているか。・管理・維持（保守・メンテナンス等）にかかる費用が安価になる仕組みの提案がされているか。 | 20点 |
| 「『健活１０』を周知・ＰＲするプロモーション企画・実施業務」に係る企画提案 | ・「健活１０」やロゴをはじめ、１０の取組みを府民へ周知・ＰＲするための効果的なプロモーション内容が提案されているか。 | 15点 |
| 事業目的及び事業内容の理解度 | ・事業目的及び内容に関する理解や認識が十分にあるか。・提案内容が、事業の趣旨に合っているか。・実現可能な内容が提案されているか。・事業実施による成果・効果について、具体的な提案がされているか。 | 5点 |
| 事業遂行能力 | ・事業実施可能な体制を備えているか。・本事業と類似した業務の実績が過去にあるか。・実現可能なスケジュール・内容が示されているか。・安定的に業務を遂行できる経営状態にあるか。 | 15点 |
| 価格点 | ・上限額からの減額により、見積金額を審査（価格点の算定式）満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格＊1点未満は切り捨て | 10点 |
| 合　　　　計 | 100点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を健康づくり課ホームページ

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/kiunjousei/index.html>）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 公表内容は① ＊に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

 　　　⑥ その他

　　 　　 　 最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由等

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2)　採択された提案については、採択後に大阪府と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

　(3)　契約金額の支払いについては、精算払いとします。

 (4)　契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(5)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しません。

(6)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受

けた者

 (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(8)　(7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得について

　<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>